ACSES ニュースレター_２４５８号（2023 年 2 月 15 日）

発行：NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク（ACSES）事務局

―目次（21 頁）―

[1] 化学物質関係事故、事件関係
◇「建物内に火があがっている」高松市で工場を全焼する火事　消防車 10 台が出動〈放送報道〉
◇その他の事故、事件
・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(リチウム蓄電池、電気温風機(セラミックファンヒーター))〈消費者庁〉
◇事故、事件の続報
・製糖工場から糖蜜流出は約 310 トンか　沈砂池の許容量を超え海に続く側溝へ〈放送報道〉
◇事故・事件対策、措置、訴訟等
・マクセル株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について〈消費者庁〉／コロナ除菌消臭器の表示 消費者庁、製造販売のマクセルに課徴金 3216 万円〈Web 報道〉
□大災害、原発事故対策
[福島原発事故]
・食品中の放射性物質の検査結果について（１３２８報）〈厚生労働省〉
[原子力施設全般]
・東海村の核物質分析施設でぼや　ヒーターの延長コード焦げる〈新聞報道〉
・原発60年超、異例の多数決　原子力規制委、石渡氏反対〈Web報道〉
[2] [特集] 新型コロナウイルス感染症
[状況]
◇省庁発表
[対策・予防]
◇ワクチン、検査薬、治療薬等
[3] 労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則等の一部改正（案）に関する答申
◇「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（案)」等について労働政策審議会から妥当との答申がありました（防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具関係）〈厚生労働省〉
◇「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(案)」について労働政策審議会から妥当との答申がありました(金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習関係）〈厚生労働省〉
◇「ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令案要綱」の答申結果
性能検査において自主的な検査結果を活用可能に／移動式第一種圧力容器に係る規定を整備〈厚生労働省〉
◇「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申結果
～足場からの墜落・転落防止措置を強化します～〈厚生労働省〉
◇「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申結果
～貨物自動車の荷役作業における労働災害防止措置を強化します～〈厚生労働省〉
◇「第 14 次労働災害防止計画」について労働政策審議会が答申
～厚生労働省は、2023 年度からの中期５か年計画を策定します～〈厚生労働省〉
[4] 健康安全
◇糖尿病対策に係る中間とりまとめ〈厚生労働省〉
[5] 肥料
◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 262 号）〈官報〉
◇生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 263 号）〈官報〉
◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 264 号）〈官報〉
◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 265 号）〈官報〉

山茱萸（サンシュユ）

[6] 食品安全衛生関係
◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 28 号）〈官報〉
◇特定保健用食品(疾病リスク低減表示)の表示許可に係る消費者委員会への諮問について〈消費者庁〉
◇特別用途食品の表示許可について〈消費者庁〉
◇島根大の有機農作物研究ノウハウを JA が活用へ　連携協定締結〈新聞報道〉
[7] 温暖化対策関係
◇「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」の閣議決定について〈環境省〉
[8] 環境安全関係
◇地球観測推進部会提言「地球観測・予測データの活用による SDGs への貢献に向けて」を公表します〈文部科学省〉
[9] 調査、公募、意見募集等
［公募、意見募集等］　２件　　［調査］　１件　　［統計資料］　　１件
[10] その他省庁発表　　２件
[11] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等
［開催案内］　11 件　　［開催記録、報告、資料等］　３件
[12] 海外の化学物質管理情報
(1) 欧州における最新動向　　(2) 米国における最新動向　　(3) 中国における最新動向
(4) ベトナムにおける最新動向
[13] その他
◇インフルエンザ、感染症関係：２件
[付録]
◇いま「日本の国公立大学」で起こっている、パワハラ・大量解雇の「異常な実態」　まともな研究が不可能に〈Web 報道〉
◇大学が学生 45 人を訴えた…！名門・京都大学でいま起きている「深刻な異変」〈Web 報道〉

****

[1] ***化学物質関係事故、事件関係***

◇「建物内に火があがっている」高松市で工場を全焼する火事　消防車 10 台が出動
＜山陽放送　2023 年 2 月 12 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/b4951b44396501d8d8f1deb5167fea7aee614c96
昨夜（11 日)、高松市で工場を全焼する火事がありました。けが人はいませんでした。 火事があったのは高松市松並町の土木工事で使う資材などを製造している藤本産業の工場です。11 日午後 10 時ごろ、「建物内に火があがっている」と警備会社から警察と消防に通報がありました。消防車 10 台が出動し消火にあたり、2 時間あまりたったきょう（12 日）午前 0 時 20 分ごろ消し止められました。この火事で、スレート葺き平屋建ての工場約 680 平方メートルを全焼しました。けがをした人はいませんでした。

◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で火災等(リチウム蓄電池、電気温風機(セラミックファンヒーター))

＜消費者庁　2023 年 2 月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032209/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer_safety_cms202_230214_01.pdf

特記事項:

- オムロン株式会社(現 オムロンソーシアルソリューションズ株式会社)が輸入したリチウム蓄電池のリコール(充電率調整及び無償製品交換)
- 有限会社潮庭商事が輸入した電気温風機(セラミックファンヒーター)のリコール(回収・返金)

１．ガス機器・石油機器に関する事故：２件
（うちガスこんろ（ＬＰガス用）１件、石油ストーブ（開放式）１件）

２．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故：10 件
（うちリチウム蓄電池１件、携帯電話機（スマートフォン）１件、電動アシスト自転車１件、
リチウム電池内蔵充電器１件、温水洗浄便座１件、ウェアラブル端末（リストバンド型、充電式）１件、
電気冷蔵庫１件、電子レンジ１件、電気温風機（セラミックファンヒーター）１件、
美容機器（充電式）１件）

３．ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故：７件
（うち扇風機１件、パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）１件、電気蓄熱式湯たんぽ１件、
電気温風機１件、電気式床暖房１件、電気掃除機（充電式、モップ型）１件、デスクヒーター１件）

◇事故、事件の続報

・製糖工場から糖蜜流出は約 310 トンか　沈砂池の許容量を超え海に続く側溝へ

＜RBC 琉球放送　2023 年 2 月 13 日＞　https://newsdig.tbs.co.jp/articles/-/326535

沖縄県の伊是名（いぜな）島にある製糖工場から出た糖蜜が海に大量に流れ出た問題で、流出した糖蜜が推定でおよそ 310 トンに及ぶことが分かりました

この問題は今月 3 日、JA おきなわの伊是名製糖工場から出たサトウキビの糖蜜が大量に海に流れ出たもので原因は処分される沈砂池の許容量を超えて糖蜜を廃棄したことだとされています。

この問題について JA おきなわはきょう午後、会見を開き糖蜜を処分する際に 220 トンの許容量を超えると側溝へと排出される沈砂池におよそ 530 トンを投入していて海へと続く側溝に流れ出た分はおよそ 310 トンに及ぶと発表しました。

沈砂池への投入について JA おきなわは糖蜜は畑に撒くと肥料として使える事から、廃棄しても問題は少ないと判断したと説明しています。

JA おきなわは現在、調査機関を通して流出した糖蜜が周辺海域に影響を与えていないかなどを調べています。

◇事故・事件対策、措置、訴訟等

・マクセル株式会社に対する景品表示法に基づく課徴金納付命令について

＜消費者庁　2023 年 2 月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032143/

消費者庁は、本日、マクセル株式会社に対し、同社が吸収合併する前のマクセル株式会社が供給していた「オゾン除菌消臭器 オゾネオ エアロ MXAP-AE270」と称する商品に係る表示について、景品表示法第 8 条第 1 項の規定に基づき、課徴金納付命令を発出しました。

・コロナ除菌消臭器の表示　消費者庁、製造販売のマクセルに課徴金 3216 万円

＜共同通信　2023 年 2 月 14 日＞　https://www.nikkansports.com/general/news/202302140000971.html

「新型コロナウイルス不活化効果を確認」などとうたった除菌消臭器の表示には合理的な根拠がなく、景品表示法違反（優良誤認）に当たるとして、消費者庁は 14 日、製造販売会社のマクセル（京都府大山崎町）に 3216 万円の課徴金納付を命じた。

消費者庁によると、同社は販売する除菌消臭器「オゾネオ　エアロ」について、自社ウェブサイトなどで、大学との共同研究でコロナに対する効果を確認したと表示。「オゾンの酸化力で『置くだけ』ウイルス対策」「20 畳までの空間を快適空間に」などと宣伝していた。
しかし、共同研究は想定される使用環境とは異なる密閉空間で実施されたもので、消費者庁に提出された資料にも裏付けとなる根拠は示されていなかった。同庁は 2021 年に再発防止の措置命令を出し、景表法に基づいて課徴金を算出した。
同社は措置命令を受けて既に表示内容を変更しており、14 日、自社のサイトに「再発防止に努める」とするコメントを掲載した。

□大災害、原発事故対策

[福島原発事故]

・食品中の放射性物質の検査結果について（１３２８報）　（東京電力福島原子力発電所事故関連）
＜厚生労働省　2023 年 2 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zeovVINaVufseNBY
１　自治体の検査結果
小樽市、青森県、岩手県、宮城県、仙台市、群馬県、埼玉県、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、岐阜市、京都府、京都市、西宮市、徳島県
　　※ 基準値超過　なし
２　緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
　　※ 基準値超過　なし
３　国立医薬品食品衛生研究所における検査
　　※ 基準値超過　なし

[原子力施設全般]

・東海村の核物質分析施設でぼや　ヒーターの延長コード焦げる
＜毎日新聞　2023 年 2 月 13 日＞
https://news.yahoo.co.jp/articles/e7cf2797cdd67fdf98f7a2acefd4b8684baa5458
　公益財団法人「核物質管理センター」（東京都）は 13 日、茨城県東海村白方の核物質分析施設「東海保障措置センター」でヒーターの延長コードが焦げた跡が見つかったと発表した。現場を確認した消防が火災と認定。放射性物質の漏えいやけが人はなかった。
管理センターによると、13 日午後 1 時 5 分ごろ、敷地内の開発試験棟 1 階の休憩室で、協力会社の社員が焦げ跡を見つけた。開発試験棟地下 1 階では放射性廃棄物をドラム缶に保管し、一部が放射線管理区域に指定されているが、1 階は管理区域外。

・原発 60 年超、異例の多数決　原子力規制委、石渡氏反対
＜共同通信　2023 年 2 月 13 日＞　https://www.47news.jp/news/8938408.html
　原子力規制委員会は 13 日、臨時会合を開き、原発の運転期間を「原則 40 年、最長 60 年」とする現行の規制制度から、60 年超運転を可能にする制度への見直し案を正式決定した。採決で委員 5 人のうち 4 人は賛成したが、石渡明委員が反対した。規制委が、意見が割れたまま重要案件を決定するのは極めて異例。石渡氏は「科学的、技術的な新知見に基づくものではない。安全側への改変とは言えない」と述べた。
　規制委の議論は、原発の最大活用を目指す政府方針と歩調を合わせるように決着した。賛成した杉山智之委員は「外から定められた締め切りを守らないといけないと、せかされて議論してきた」との認識を示した。
　制度見直しは、東京電力福島第 1 原発事故を踏まえた従来政策からの大転換。だが規制委内で意思統一できなかったことは、関連法改正案の国会審議に影響を与えそうだ。
　政府は、再稼働に向けた審査で停止した期間などを運転期間から除外し、60 年超運転を可能にする関連法の改正案を今国会に提出する。

****

[2] *[特集] 新型コロナウイルス感染症*

[状況]

◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症（変異株）の患者等の発生について（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 2 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=2T2h4YckaJ8u5FBLY

・新型コロナウイルス感染症の患者等の発生について　（検疫）

＜厚生労働省　2023 年 2 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G_9gdZrFoZNXeS6JY

・新型コロナウイルス感染症の現在の状況について（令和５年２月 14 日版）

＜厚生労働省　2023 年 2 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g2f47QJdOQvP4bURY

[対策・予防]

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

・ワクチンの予防効果低め　米で拡大のオミクロン株派生型

＜共同通信　2023 年 2 月 13 日＞　https://www.47news.jp/news/8937041.html

米国で拡大中の新型コロナウイルスのオミクロン株派生型「XBB・1.5」に対するワクチンの予防効果は、従来株や他のオミクロン株よりも低かったとの実験結果を、東京大医科学研究所の河岡義裕特任教授（ウイルス学）らのチームが 13 日、公表した。ただ一定の効果は確認されており、オミクロン株対応ワクチンの接種は感染対策として有効としている。

また、抗ウイルス薬の点滴薬「レムデシビル」と飲み薬「モルヌピラビル」「パキロビッド」「ゾコーバ」は従来と同等のウイルス増殖抑制効果があった。

感染によってできた免疫から逃れる力は、従来株や他のオミクロン株よりも強かった。

****

[3] *労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則等の一部改正（案）に関する答申*

◇「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令（案）」等について労働政策審議会から妥当との答申がありました（防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具関係）

＜厚生労働省　2023 年 2 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=e58DQyWGyj2MRvDpY

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会に対し、「労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令」について諮問を行いました。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、同日、同審議会から妥当であるとの答申がありました。

これまで防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具についてのみ構造規格が定められ、譲渡等制限と型式検定の対象とされてきました。近年、化学物質によるばく露を防止することを目的とした防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具が開発され、日本産業規格に基づく製品が市場に流通し始めていることから、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具についても譲渡等制限と型式検定の対象とします。これに伴い、関係法令の必要な改正を行います。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、政省令の改正作業を進めます。

【政省令改正案のポイント】（別添５参照）

１　政令案の概要 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具について譲渡等制限と型式検定の対象とするために、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）に必要な改正を行うとともに、国が行う型式検定の料金を定めるため労働安全衛生法関係手数料令（昭和 47 年政令第 345 号）について必要な改正を行う。 ２　省令案の概要 譲渡等制限と型式検定の対象とする防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具として、政令で規定するハロゲンガス用または有機ガス用に加えて、アンモニア用や亜硫酸ガス用のものを規定するなど必要な改正を行う。

３　公布日等
公布日：令和５年３月下旬（予定）
施行日：令和５年 10 月１日（一部規定は公布の日）

別添１　諮問文（政令）
https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001057760.pdf
別添２　諮問文（省令）
https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001057761.pdf
別添３　答申文（政令）
https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001057762.pdf
別添４　答申文（省令）
https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001057763.pdf
別添５　労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令案等の概要

◇「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（案）」について労働政策審議会から妥当との答申がありました（金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習関係）

＜厚生労働省　2023 年２月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=xSG9_Zs4dIMy-EFXY

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会に対し、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」について諮問を行いました。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内 博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、同日、同審議会から妥当であるとの答申がありました。

本省令改正案は、金属アーク溶接等作業を行う場合は、従来の特定化学物質作業主任者に加え、金属アーク溶接等作業に関するものに限定した技能講習を新設し、新設される金属アーク溶接等作業に関するものに限定した技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとするものです。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、省令の改正作業を進めます。

【省令改正案のポイント】（別添３参照）

１　労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）の一部改正
作業主任者の選任に関し、作業の区分、資格及び名称について掲げている別表第１に金属アーク溶接等作業主任者に係るものを追加する。
２　特定化学物質障害予防規則（昭和 47 年労働省令第 39 号）の一部改正
（１）　金属アーク溶接等作業については、金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることとする。
（２）　金属アーク溶接等作業主任者の新設に伴い、当該作業主任者の職務を新たに規定する。
（３）　金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習に関する学科講習の科目等は特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習のものを準用する。
３　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和 47 年労働省令第 44 号。以下「登録省令」という。）の一部改正
登録省令で定める登録教習機関の区分に「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を追加する。
４　公布日等
公布日：令和５年３月下旬（予定）
施行日：令和６年１月１日（一部規定は公布の日）

別添１　諮問文
https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001057765.pdf
別添２　答申文
https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001057766.pdf
別添３　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案等の概要

https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/001057767.pdf

◇「ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令案要綱」の答申結果
性能検査において自主的な検査結果を活用可能に／移動式第一種圧力容器に係る規定を整備

＜厚生労働省　2023年2月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=WbOhYQek6B-uZNHLY

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長 清家　篤 日本赤十字社社長　慶應義塾学事顧問）に対して、「ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令案要綱」を諮問しました。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内　博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、同日、同審議会から妥当である旨答申されました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、速やかに省令の改正作業を進めます。

【改正の趣旨と省令案要綱のポイント】（別添３参照）

１　改正の趣旨
（１）性能検査における自主的な検査結果の活用
成長戦略フォローアップ（令和３年６月18日閣議決定）において、事業者による自主的な検査の導入等に向け、専門家による検討が行われました。その結果を受けて、高度な安全管理が行われているボイラーに限り、登録性能検査機関が事業者の行った自主検査の結果を活用できるようにするため、「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号。以下「ボイラー則」）を改正するものです。
（２）移動式第一種圧力容器に係る規定の整備
移動して用いる第一種圧力容器（以下「移動式第一種圧力容器」）については、運用上移動式ボイラーに準じて取り扱うこととしてきましたが、規制改革要望においてその取り扱いが必ずしも明確ではないとの指摘を受けたことから、その取り扱いをボイラー則に明示的に規定するものです。
２　省令改正案のポイント
（１）性能検査における自主的な検査結果の活用
高度な安全管理が行われていると所轄労働基準監督署長が認めたボイラー等については、事業者が当該ボイラー等に行った自主検査の結果を登録性能検査機関が性能検査を行う際に活用し、重複する検査項目の確認を不要にするため、当該ボイラー等については、性能検査を受けようとする事業者が、登録性能検査機関等に申請する際に、自主検査の結果を明らかにする書類の提出を可能にします。
（２）移動式第一種圧力容器に係る規定の整備
ボイラー則に規定されている移動式ボイラーの取り扱いに係る規定に準じて移動式第一種圧力容器の取り扱いをボイラー則に規定します。

【別添１】諮問文
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001057769.pdf
【別添２】答申文
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001057770.pdf
【別添３】労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）について
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001057811.pdf

◇「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申結果
～足場からの墜落・転落防止措置を強化します～

＜厚生労働省　2023年2月13日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=X7snZwGi7hmoYtHNY

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長 清家　篤 日本赤十字社社長　慶應義塾学事顧問）に対して、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」を諮問しました。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内　博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、同日、同審議会から妥当である旨答申されました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、速やかに省令の改正作業を進めます。

【改正の趣旨と省令案要綱のポイント】（別添３参照）

１　改正の趣旨

建設業における死亡災害は墜落・転落災害が最も多く、今なお年間 100 人程度が死亡している状況にあり、実効性のある災害防止対策を講ずることが急務となっています。

このため、「建設業における墜落・転落防止対策の充実強化に関する実務者会合報告書」（令和４年 10 月 28 日公表）を踏まえ、足場からの墜落・転落災害を防止するために、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）を改正するものです。

２　省令案要綱のポイント

（１）　事業者に対し、幅が１メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することを義務付け、一側足場の使用範囲を明確にします。

（２）　足場の点検が確実に行われるようにするため、次の措置を講じます。

①　事業者または注文者に対し、足場の点検を行うときは、点検者をあらかじめ指名してその者に点検を行わせることを義務付けます。

②　事業者または注文者に対して、強風、大雨、大雪等の悪天候等又は足場の組み立て等の後の点検を行ったときは、点検者の氏名を記録し、保存することを義務付けます。

【別添１】諮問文

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001057031.pdf

【別添２】答申文

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001057749.pdf

【別添３】労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）について

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001057032.pdf

◇「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申結果

～貨物自動車の荷役作業における労働災害防止措置を強化します～

＜厚生労働省　2023 年２月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=eZOBQSeEyD-ORPXrY

厚生労働大臣は、本日、労働政策審議会（会長 清家　篤 日本赤十字社社長　慶應義塾学事顧問）に対して、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」を諮問しました。

この諮問を受け、同審議会安全衛生分科会（分科会長 城内　博（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）で審議が行われ、同日、同審議会から妥当である旨答申されました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて、速やかに省令の改正作業を進めます。

【改正の趣旨と省令案要綱のポイント】（別添３参照）

１　改正の趣旨

貨物自動車に荷を積む作業および貨物自動車から荷を卸す作業（以下「荷役作業」）には、貨物自動車の荷台からの転落・墜落や、崩れた荷の下敷きになる等の労働災害発生の危険性があり、陸上貨物運送事業の荷役作業における墜落・転落災害の約７割が貨物自動車からの墜落・転落災害となっていることから、荷役作業における安全対策を強化することが強く求められています。

このため、陸上貨物運送事業労働災害防止協会が取りまとめた「陸上貨物運送業における荷役作業の安全対策に関する検討会報告書」（令和４年８月 26 日公表）を踏まえ、貨物自動車の荷役作業に従事する労働者の安全確保のため、事業者が講ずべき措置等について、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）を改正するものです。

２　省令案要綱のポイント

（１）　現在、最大積載量５トン以上の貨物自動車については、昇降設備の設置義務および荷役作業を行う労働者の保護帽着用が義務付けられていますが、これらの義務の対象となる貨物自動車を、最大積載量２トン以上の貨物自動車に拡大します。

なお、保護帽を着用させる義務の拡大については、荷台の側面が構造上開閉できるもの等、昇降設備が備えられ

ている箇所以外の箇所で荷役作業が行われるおそれがあるものや、テールゲートリフターが設置されているもの（テールゲートリフターを使用するときに限る。）とします。
（２）　荷役作業を伴うテールゲートリフターの操作の業務を、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第３項の安全または衛生のための特別の教育が必要な業務とします。
（３）　貨物自動車の運転席とテールゲートリフターの操作位置が異なる場合、運転者が運転位置を離れるときの原動機の停止義務等について、適用を除外します。

【別添１】諮問文
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001057033.pdf
【別添２】答申文
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001057768.pdf
【別添３】労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）について
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001057247.pdf

◇「第 14 次労働災害防止計画」について労働政策審議会が答申
～厚生労働省は、2023 年度からの中期５か年計画を策定します～

＜厚生労働省　2023 年２月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=G_9jI0Xmql3sJpGJY

厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会（会長：清家 篤　日本赤十字社社長、慶應義塾学事顧問）は、本日、加藤 勝信 厚生労働大臣に対し、「第 14 次労働災害防止計画」について答申を行いましたので、公表します。(別添参照)

これは、昨年９月から同審議会の安全衛生分科会（分科会長：城内博　(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理研究センター長）において審議を重ねてきた結果に基づくものです。

労働災害防止計画は、労働災害の防止のために、国、事業者、労働者等の関係者が重点的に取り組む事項を定めたものです。第 14 次計画は、2023 年度を初年度とする５年間を対象としたもので、計画の目標と重点対策は以下のとおりとなります。

厚生労働省では、この答申を踏まえて計画を策定し、目標の達成に向けた取組を進めていきます。

「第 14 次労働災害防止計画」概要
https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001057236.pdf
【別添１】労働政策審議会への諮問
https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001057752.pdf
【別添２】労働政策審議会からの答申
https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001057753.pdf

****

[4] ***健康安全***

◇糖尿病対策に係る中間とりまとめ

＜厚生労働省　2023 年２月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=0zer640uYpUk7kFBY

****

[5] ***肥料***

◇肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産省告示第 262 号）

［官報］　令和５年２月 14 日　号外　第 31 号　24～26 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230214/20230214g00031/20230214g000310024f.html

肥料の登録の有効期間更新 111 件が公示された。

◇生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（農林水産省告示第 263 号）

［官報］　令和５年２月 14 日　号外　第 31 号　00～00 頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230214/20230214g00031/20230214g000310026f.html

肥料の生産業者の住所及び肥料の名称の変更２件が公示された。

◇肥料の登録が失効した件（農林水産省告示第 264 号）

［官報］ 令和５年２月 14 日 号外 第 31 号 27 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230214/20230214g00031/20230214g000310027f.html

肥料の登録失効５件が公示された。

◇肥料を登録した件（農林水産省告示第 265 号）

［官報］ 令和５年２月 14 日 号外 第 31 号 27 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230214/20230214g00031/20230214g000310027f.html

肥料の新規登録 26 件が公示された。

****

[6] ***食品安全衛生関係***

◇食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働省告示第 28 号）

［官報］ 令和５年２月 14 日 号外 第 31 号 1～23 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20230214/20230214g00031/20230214g000310001f.html

○厚生労働省告示第 28 号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、すいか、すいか（果皮を含む。）、みかん及びみかん（外果皮を含む。）に残留するアシノナピルの量の限度、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、キウィー及びキウィー（果皮を含む。）に残留するトリフロキシストロビンの量の限度、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし、そば、その他の穀類、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らつかせい、その他の豆類、ばれいしよ、さといも類、かんしよ、やまいも、こんにやくいも、その他のいも類、てんさい、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きような、チングンサイ、カリフラワー、ブロッコリー、その他のあぶらな科野菜、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゆんぎく、レタス、その他のきく科野菜、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、その他のゆり科野菜、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、なす、きゅうり、かぼちや、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、その他のうり科野菜、はうれんそう、たけのこ、オクラ、しようが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜、みかん、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム、その他のかんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、その他のベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウィー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、ぎんなん、くり、ベカン、アーモンド、くるみ、その他のナッツ類、茶、その他のスパイス、その他のハーブ、牛の脂肪、豚の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、豚の肝臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、豚の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、鶏の筋肉、その他の家きんの筋肉、鶏の脂肪、その他の家きんの脂肪、鶏の肝臓、その他の家きんの肝臓、鶏の腎臓、その他の家きんの腎臓、鶏の食用部分、その他の家きんの食用部分、鶏の卵及びその他の家きんの卵に残留するフェナリモルの量の限度、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）に残留するフェンピラザミンの量の限度、大豆、さといも類、かんしよ、だいこん類の根、たまねぎ、きゅうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、えだまめ及びその他の野菜に残留するフルキサメタミドの量の限度、もも（果皮及び種子を含む。）及びその他のスパイスに残留するフロニカミドの量の限度並びにはくさい、く

り、ペカン、アーモンド、くるみ及びその他のナッツ類に残留するペンチオピラドの量の限度に係る改正規定は、告示の日から起算して一年を経過した日から適用する。

令和５年２月 14 日　　厚生労働大臣　　加藤　勝信

―「改正後」と「改正前」が併記されているが、紙面の都合上、「改正後」のみ掲載した。＜ACSES 事務局＞―

改　正　後
第１　食品 　Ａ　食品一般の成分規格 　　１～５　（略） 　　６　５の規定にかかわらず、①の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2) の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1) の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品については、(3) から⒅までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 　　⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度 　　*―規格基準限度が改正された農薬等成分物質の名称のみ記載した。＜ACSES 事務局＞―* 　　アシノナピル 　　トリフロキシストロビン 　　フェナリモル 　　フェンピラザミン 　　フルキサメタミド 　　フロニカミド 　　ペンチオピラド 　　⑵～⒂　（略） 　　７　６に定めるもののほか、(1) の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質は、同表の第２欄に掲げる食品の区分に応じ、それぞれ同表の第３欄に定める量を超えて当該食品に含有されるものであってはならない。この場合において、(2) の表の食品の欄に掲げる食品については、同表の検体の欄に掲げる部位を検体として試験しなければならず、また、(1) の表の第１欄に掲げる農薬等の成分である物質について同表の第３欄に「不検出」と定めている同表の第２欄に掲げる食品についてはレ 3) から (6) までに規定する試験法によって試験した場合に、その農薬等の成分である物質が検出されるものであってはならない。 　　⑴　食品に残留する農薬等の成分である物質の量の限度 　　*―規格基準限度が削除された農薬等成分物質の名称のみ記載した。＜ACSES 事務局＞―* 　　（削る）　フェナリモル 　　⑵～⑹　（略） 　　８～12　（略） 　Ｂ～Ｄ　（略）

―――――――――

◇特定保健用食品(疾病リスク低減表示)の表示許可に係る消費者委員会への諮問について

＜消費者庁　2023 年２月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032188/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_230214_04.pdf

特別用途表示(疾病リスク低減表示)の許可に係る別紙３件の申請について、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令第４条第１項に基づき、消費者委員会に安全性及び効果について諮問しました。

なお、申請に係る別紙情報の公表については申請者の了解を得ています。

―――――――――

◇特別用途食品の表示許可について

＜消費者庁　2023 年 2 月 14 日＞　https://www.caa.go.jp/notice/entry/032183/
https://www.caa.go.jp/notice/assets/food_labeling_cms206_20230214_03.pdf
許可食品：　アレルゲン除去食品 ニューＭＡ－１ 森永乳業株式会社

◇島根大の有機農作物研究ノウハウを JA が活用へ　連携協定締結
＜朝日新聞　2023 年 2 月 12 日＞　https://www.asahi.com/articles/ASR2C6VJCR2BPTIB001.html
****

[7] ***温暖化対策関係***

◇「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律案」の閣議決定について
＜環境省　2023 年 2 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01200.html
****

[8] ***環境安全関係***

◇地球観測推進部会提言「地球観測・予測データの活用による SDGs への貢献に向けて」を公表します
＜文部科学省　2023 年 2 月 14 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agp2adaJgAyDkabK
****

[9] ***調査、公募、意見募集等***

[公募、意見募集等]

◇令和４年度「建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業」の二次公募開始について
＜環境省　2023 年 2 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01170.html
---

◇遺伝子組換えトウモロコシ、テンサイ、セイヨウナタネ及びオンシジウムの第一種使用等に関する承認に先立っての意見募集について
＜環境省　2023 年 2 月 13 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01175.html
＜農林水産省　2023 年 2 月 13 日＞　https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/nouan/230213.html
---

[調査]

◇アイヌに対する理解度に関する世論調査
＜内閣府　2023 年 2 月 14 日＞　https://survey.gov-online.go.jp/index-all.html
---

[統計資料]

◇薬事工業生産動態統計令和４年 11 月分月報について
＜厚生労働省　2023 年 2 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=b4sXVzGS3imYUvX9Y
****

[9] ***その他省庁発表***

◇種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産省告示第 242 号）
［官報］　令和５年２月 13 日　本紙　第 916 号　７頁
https://kanpou.npb.go.jp/20230213/20230213h00916/20230213h009160007f.html
---

◇大学による地方創生人材教育プログラム構築事業（COC+R）
＜文部科学省　2023 年 2 月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpzadaIt6w14WbP
****

[10] ***関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等***

[開催案内]

・「第９回　医薬品の迅速・安定供給実現に向けた総合対策に関する有識者検討会」を開催します　　２月１５日
＜厚生労働省　2023 年 2 月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=YYUZWT-c0CeWXPDzY

・医薬品の安定供給について
・その他
・薬事・食品衛生審議会　医薬品第二部会を開催します　　２月 27 日
＜厚生労働省　2023 年２月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=R6M_fxm69gGwetHVY
生物学的製剤基準の一部改正について　　その他
・肥料・飼料等専門調査会（第 185 回）の開催について（非公開）【2 月 22 日開催】
＜内閣府　2023 年２月 14 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_185.html
（１）動物用医薬品（マルボフロキサシンを有効成分とする牛の注射剤（フォーシル））の食品健康影響評価について
（２）対象外物質（シンナムアルデヒド）の食品健康影響評価について
（３）飼料添加物（Komagataella phaffii BSY-0007 株を利用して生産されたフィターゼを原体とする飼料添加物）の食品健康影響評価について
（４）その他
・肥料・飼料等専門調査会（第 184 回）の開催について【2 月 22 日開催】
＜内閣府　2023 年２月 14 日＞　http://www.fsc.go.jp/senmon/hisiryou/annai/hisiryou_annai_184.html
（１）普通肥料の公定規格の改正に係る食品健康影響評価について
（２）その他
・薬事・食品衛生審議会　血液事業部会（ペーパーレス）を開催します　　２月 27 日
＜厚生労働省　2023 年２月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=RaE9fRu49AOyeNDXY
１．令和５年度の献血の受入れに関する計画（案）について
２．令和５年度の血液製剤の安定供給に関する計画（需給計画）（案）について
３．運営委員会委員の指名について
４．その他
・第 13 回特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会　開催案内　　２月 21 日
＜厚生労働省　2023 年２月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=k3fo_RJNKRvf8aABY
（１）請求事案の審査
（２）その他
・第 72 回厚生科学審議会感染症部会　開催案内　　2 月 17 日
＜厚生労働省　2023 年２月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=g2f47QJdOQvP4b8RY
(１)新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の法令上の名称等について
(２)サル痘の名称変更について
(３)基本指針及び予防計画の見直し等について（案）
(４)その他
・第 72 回厚生科学審議会感染症部会資料
＜厚生労働省　2023 年２月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=sVXK3zBvCzn904wjY
(１)新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の法令上の名称等について
(２)サル痘の名称変更について
(３)基本指針及び予防計画の見直し等について（案）
(４)その他
・令和４年度　大腸菌群数の排水基準の見直しに係る検討会の開催について　　２月 21 日
＜環境省　2023 年２月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01177.html
1.　大腸菌群数の排水基準の見直しについて
2.　今後の予定
・令和４年度第３回温室効果ガス排出削減等指針検討委員会の開催について　　２月 24 日
＜環境省　2023 年２月 14 日＞　https://www.env.go.jp/press/press_01174.html
温室効果ガス排出削減等指針に係る参考情報およびファクトリスト案について

・地震調査研究推進本部政策委員会第４回広報検討部会　　２月 20 日
＜文部科学省　2023 年２月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpzadaIt6w14WbN
(1) 地震本部の広報活動について
(2) 観測データの流通・公開について
(3) 内陸で発生する地震の長期予測手法の高度化について
(4) その他

[開催記録、報告、資料等]
・薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会新開発食品調査部会新開発食品評価調査会指定成分等含有食品等との関連が 疑われる健康被害情報への対応ワーキンググループ（第４回）資料　　２月 14 日
＜厚生労働省　2023 年２月 13 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=WbOhYQek6B-uZMLLY
１．指定成分等含有食品等との関連が疑われる健康被害情報について（報告）
２．その他
・東京電力福島第一原子力発電所の ALPS 処理水の現状に関する太平洋諸島フォーラム（PIF）専門家向け説明会を開催しました　　２月６、７日
＜経済産業省　2023 年２月 13 日＞
https://www.meti.go.jp/press/2022/02/20230210006/20230210006.html?from=mj

・「高等学校等における危機管理ガイドライン」の策定に関する検討会（第１回）配布資料　　12 月 21 日
＜文部科学省　2023 年２月 13 日＞　http://mailmaga.mext.go.jp/c/agpzadaIt6w14WbK
1. 検討会の運営について
2. 高校生留学の現状と安全確保について
3. 「高等学校等における海外留学に関する危機ガイドライン」について
4. その他
配付資料
資料１　「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドラインの策定に関する検討会設置要綱（令和４年 12 月 14 日　総合教育政策局長決定）
資料２　「高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン」の策定に関する検討会運営規則（案）
資料３　高校生留学の現状と安全確保について
資料４　高等学校等における海外留学に関する危機管理ガイドライン（仮称）（構成イメージ）
参考資料　大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン
　　https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1384531.htm
****

[13] ***海外の化学物質管理情報***　　＜化学物質国際対応ネットワークマガジン　第 118 号　2023 年２月 13 日＞

（１）欧州における最新動向

(1) 廃棄物から回収した物質の４分の１が REACH 規則に未準拠

欧州化学物質庁（ECHA）は、2022 年 11 月８日、執行フォーラムに基づくパイロットプロジェクトとして廃棄物から回収した物質の検査が実施され、その結果として、確認された物質の４分の１以上である 26%が REACH 規則に違反していることを明らかにしました。

検査官は､廃棄物から回収した物質が REACH 登録の免除条件を満たしているかどうかを確認するために 46 件の事例を確認しました。確認方法は、第一に、回収物質と登録物質が同じであるかどうか、第二に、安全な使用に関する情報が入手可能であるかを確認しました。また、安全データシート（SDS）が 96%の事例で回収物質が混合物とともに提供されたことを確認しました。検査された事例の 37%は、分類、ラベル表示、及び包装に関する主要な CLP 規則の要件を満たしていないことが明らかとなりました。

検査中に確認された違反に対しては、書面によるアドバイス、罰金、及び行政命令が実施されました。

本調査において、各国 REACH 及び廃棄物検査官と他国の検査機関の協力は重要な要素であり、70%の事例で合同

検査といった協力が行われました。本検査では、回収された材料が REACH 規則第 2 条(7)(d)に準拠しているかどうかを評価しました。執行フォーラムが REACH と廃棄物枠組み指令の間のインターフェースを調査したのはこれが初めてであり、パイロットプロジェクトは 11 の加盟国で実施されました。執行フォーラムによる推奨事項は以下となります。

・回収された物質を上市する廃棄物事業者は、各国当局やヘルプデスクに連絡し、その物質に関する知識を得る必要があります。また、物質が顧客によってどのように使用されるかについても確認しておく必要があります。

・REACH と EU 廃棄物枠組み指令を実施する各国当局は、市場に出回る回収物質の状況を共同で監視し、人間と環境の安全性を向上できるように、協力を強化する必要があります。

・執行フォーラムはこの問題を追求し、将来的に EU 全体を執行プロジェクトの範囲に含めることを検討する必要があります。

・ECHA は、廃棄物及び回収物質に関する現在のガイダンスの改訂を検討する必要があります。

・法規制は、本パイロットプロジェクト中に特定された問題を軽減するために改訂することで有益なものとなることが想定されます。欧州委員会は、EU の廃棄基準の調和にも取り組む必要があります。

ECHA　News（英語）

https://echa.europa.eu/-/one-in-four-substances-recovered-from-waste-non-compliant-with-reach

(2) EU 全体を対象とする輸入製品に焦点を当てた次期 REACH 執行プロジェクト

ECHA は、2022 年 11 月に開催された会議において、EU 化学物質法施行の調和を担当する執行フォーラムは、次期プロジェクトを物質、混合物、成形品の輸入管理に集中させることに合意しました。

この問題は、最近のパイロットプロジェクトを含む、過去のフォーラムプロジェクトで検出された輸入品における高レベルの違反によって明確化されました。パイロットプロジェクトでは、検査された製品の 23%が EU 法によって設定された要件に準拠していないことが発覚し、さらなる管理が必要と判断しました。

入国時の輸入管理は、規制に準拠していない物質、混合物、成形品が欧州市場に参入しないことを確認する最も効果的な手段としており、同プロジェクトは、REACH 検査官と税関の協力関係のさらなる発展・強化にも取り組みます。また、輸入管理強化は、EU の新化学物質戦略が掲げる目標への貢献も目的としています。

ECHA　News（英語）

https://echa.europa.eu/-/next-eu-wide-reach-enforcement-project-to-focus-on-imported-products

---

（２）米国における最新動向

(1) EPA が TSCA の手数料規則修正のための補足規則案を発表

米国環境保護庁（EPA）は、2022 年 11 月 16 日、有害物質規制法（TSCA）の料金規則の一部を修正及び調整する補足規則案を発表しました。

EPA が発表した修正・調整規則案では、徴収された手数料が、TSCA にかかる費用の 25%を確保し使用されることが想定されており、これは 2022 年度の歳出予算法案の指示と一致しています。TSCA のこの手数料の修正・調整は、持続可能な方法で TSCA を適切に実施する EPA の能力を強化し、EPA のパフォーマンスと品質を大幅に改善することを目的としています。

米国環境保護庁　News（英語）

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-supplemental-proposed-rule-modify-toxic-substances-control-act-fees-rule

(2) EPA が、PFAS から地域社会を保護する上で重要な進歩を強調

EPA は、2022 年 11 月 17 日、「パーフルオロアルキル物質及びポリフルオロアルキル物質（PFAS）戦略ロードマップの下での年次進捗」を発表しました（下記リンク参照）。

同レポートは、EPA の PFAS のための活動の進捗状況を一般に公開することにより、透明性と説明責任を確保し、PFAS に対処するという EPA のコミットメントを明確化しています。

2021 年 10 月にロードマップがリリースされて以来、EPA は以下の事項に取り組んできました。

・2 つの PFAS を包括的環境対策補償責任法（CERCLA）における有害物質として指定することを提案：最終決

定された場合、これはPFASの放出に関する透明性を高め、汚染者に汚染の浄化の責任を負わせるための重要なステップとなります。

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-designating-certain-pfas-chemicals-hazardous-substances-under-superfund

・飲料水の健康に関する勧告を発表：公衆衛生を保護し、科学の新しい成果が利用可能になった時に地域社会と公衆衛生当局に情報を提供するというEPAの使命に従って行動するため、EPAは4つのPFASについて飲料水の健康勧告を発行しました。

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-new-drinking-water-health-advisories-pfas-chemicals-1-billion-bipartisan

・PFASに関するデータを強化するための基盤を構築：これには、企業にPFAS試験を実施することを要求するEPAの国家PFAS試験戦略に基づく命令、及び2023 年から始まる飲料水中の29のPFASの全国的なサンプリングが含まれます。

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-issues-first-test-order-under-national-testing-strategy-pfas-commercial-fire

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-announces-nationwide-monitoring-effort-better-understand-extent-pfas-drinking

・超党派インフラ法の下で新たな汚染物質に対処するために、100億ドルの資金の分配を開始：EPAは、特に小規模または不利な立場に置かれたコミュニティにおいて、水中のPFAS及びその他の新たな汚染物質を浄化するための変革的な投資を行っています。

https://epa.gov/infrastructure/water-infrastructure-investments

・PFASの科学的理解を促進：EPAは、EPAに属する研究者による30以上の科学出版物を発行し、EPAのPFAS熱処理データベースをリリースしました。

・最新科学をEPAの省庁横断的なPFASの取り組みに翻訳：これには、EPAの汚染サイト浄化表の更新、新しいPFAS方法論の開発と毒性評価の実施、及び水生生物を保護するための国家推奨水質基準の草案の発行が 含まれます。

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-delivers-three-water-commitments-agencys-pfas-strategic-roadmap

・一般市民との継続的な関与：EPA の PFAS に関する作業は、公開ウェビナー、利害関係者会議、議会証言、及びEPAの連邦諮問委員会との関与によって情報を得ました。

同進捗報告書は、PFOA と PFOS の国家飲料水基準の提案、CERCLA 有害物質指定の規制プロセスの前進、PFASに関するデータの入手可能性の改善、さらに上流のPFAS排出を制限します。

EPAは、その権限とリソースを使用して重要な作業を進めているため、公衆衛生と環境をPFASから保護するためのバイデン・ハリス政権の政府全体のアプローチの一環として行っています。環境品質評議会は、PFAS政策行動に焦点を当てた高レベルの省庁間政策グループを主導し、科学技術政策局は、連邦の技術的及び科学的リーダーの省庁間専門家ワーキンググループを主導しています。これらの取り組みを通じて、EPAとそのパートナーは、機関間の調整を強化し、研究、分析方法、汚染された場所の浄化、及びその他分野での作業を進めています。

米国環境保護庁　News（英語）

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-highlights-important-progress-protecting-communities-pfas

米国環境保護庁　PFAS戦略的ロードマップ（英語）

https://epa.gov/system/files/documents/2021-10/pfas-roadmap_final-508.pdf

米国環境保護庁「PFAS 戦略ロードマップの下での年次進捗」（英語）

https://www.epa.gov/pfas/pfas-strategic-roadmap-epas-commitments-action-2021-2024

(3) EPAは、TRIへのPFASデータ報告を強化するための規則を提案

EPAは、2022年12月5日、PFASに関する情報の報告回避を施設に許可する免除規定を廃止するなど、有害物質放出目録（TRI）への報告を改善する規則を提案しました。PFAS は、少量または極微量の濃度で使用されている場合に本提案規則対応が発生します。

PFASは多くの製品において低濃度で使用されているため、この規則により、TRIに収載されたPFASを製造また

は使用する対象産業セクター及び連邦施設は、これらの PFAS の放出量及びその他廃棄物管理量の情報を開示することを避けることを目的とした de minimis（裾切り）免除に頼ることができなくなります。

TRI データは、一定量を超える TRI リストの化学物質を製造、処理、またはその他の方法で使用する、特定の産業部門の施設及び連邦施設によって、毎年 EPA に報告されます。このデータには、環境中に放出、または廃棄物として管理された化学物質の量が含まれています。TRI を通じて収集された情報により、コミュニティは、地域の施設がリストされた化学物質をどのように管理しているかを知ることができます。収集されたデータは、企業、政府機関、非政府組織、及び一般市民による情報に基づいた意思決定のサポートにも役立ちます。

2020 年国防権限法（NDAA）は、特定 PFAS を 2021 年報告年の TRI が対象とする化学物質のリストに直ちに追加し、将来的に他 PFAS を自動的に追加するためのフレームワークを提供しました。NDAA は、TRI の製造、処理、及びその他の方法で、これらリストに掲載された PFAS ごとに 100 ポンドの報告閾値を設定しました。同日発表された規則案は、施設が製品中の濃度に関係なく PFAS について報告することを要求します。

この提案が最終決定された場合、特別懸念化学物質のリストにあるすべての化学物質について、下流施設への供給者通知要件（Supplier Notification Requirements）を目的とした軽微な免除も利用できなくなります。

この変更により、これら化学物質を含む混合物及び商品名の製品の購入者は、購入した混合物及び製品に化学物質が含まれていることを確実に知ることができます。

米国環境保護庁　News（英語）

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-proposes-rule-enhance-reporting-pfas-data-toxics-release-inventory

米国環境保護庁　Supplier Notification Requirements（英語）

https://ordspub.epa.gov/ords/guideme_ext/f?p=guideme:gd-title:::::title:supplier_notification

(4) EPA は、有害な PFAS 汚染削減のための州を対象としたガイダンスを発行

EPA は 2022 年 12 月 6 日、PFAS からの保護を目的に、有害な PFAS 汚染削減方法に関するガイダンスを各州に向けて発行しました。同ガイダンスは、州がどのように PFAS 排出を監視し、検出された場合にそれらを削減するための措置を講じるかを概説しており、EPA の PFAS 戦略的ロードマップの下でこれらの有害な化学物質に対処するための当局の全体論的アプローチの一部になります。

この措置は、PFAS を発生源で制限する EPA の取り組みにおける重要なステップであり、これにより廃水や雨水の循環システム内に入り込む PFAS のレベルが低下し、最終的には人の様々な活動（水泳、釣り、飲酒、その他活動等）を通じた人々への PFAS ばく露の軽減が期待されます。

米国環境保護庁　News（英語）

https://www.epa.gov/newsreleases/epa-issues-guidance-states-reduce-harmful-pfas-pollution

(5) EPA が新規化学物質審査プログラムのウェブページ及び指標を更新、及び新規 PFAS 分析ツールをリリース

EPA は、2022 年 12 月 15 日、新規化学物質審査プログラムの統計ウェブページの再設計及び更新を発表しました。更新された情報には、有害物質規制法（TSCA）に基づく新規化学物質に関する当局のレビューの追加情報と指標が含まれており、一般市民、規制対象のコミュニティ、及びその他利害関係者に対する透明性が向上されています。更新された情報と機能は、ユーザーが EPA の新しい化学物質レビュープロセス等の理解に役立ちます。

本ウェブページには現在、新規化学物質の審査申請やリスク評価の進捗等の月ごとの統計が含まれ、ユーザーは EPA の新規化学物質のワークロードの毎月の進捗状況を追跡できます。さらに、ウェブページ上の新たに追加された表及びグラフは、2010 年度から 2022 年度までの新規化学物質提出の傾向と変化を視覚化しています。

改訂版ウェブページには、新規化学物質審査プログラムに提出されたその他のアプリケーションのトラッカーも含まれます。通知や免除に関する審査プロセスの各ステップの説明など、新規化学物質審査プロセスについてより詳細に説明しており、また新たに、審査のために提出された化学物質の優先順位を決定する際に EPA が考慮する項目に関する説明も掲載されています。

また、EPA は、2023 年 1 月 5 日、新規ウェブページ「PFAS 分析ツール」をリリースしました。これは、全米の PFAS に関する情報を提供しています。この情報は、一般の人々、研究者、およびその他の利害関係者が、コミュニティ内の潜在的な PFAS 発生源をよりよく理解するのに役立ちます。本 PFAS 分析ツールは、マッピング、グラフ作成、およびフィルタリング機能を使用して複数の情報ソースを 1 か所にまとめ、試験が行われた場所と、検

出レベルを一般の人々が確認できるようにしています。
米国環境保護庁　News（英語）
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-updates-new-chemical-review-program-webpage-metrics-affirming-commitment-increased
https://www.epa.gov/newsreleases/epa-releases-new-pfas-analytic-tools
米国環境保護庁　TSCA に基づく新規化学物質審査プログラムの統計（英語）
https://www.epa.gov/reviewing-new-chemicals-under-toxic-substances-control-act-tsca/statistics-new-chemicals-review
米国環境保護庁　PFAS 分析ツール（英語）
https://echo.epa.gov/trends/pfas-tools

（3）中国における最新動向

(1) 中国既存化学物質目録における新規登録化学物質の収載

中国生態環境部は、2022 年 12 月 5 日、「中国既存化学物質目録」の補足要件に該当する 6 物質を追加しました（下記リンク参照）。

また、2022 年 12 月 6 日に「新規化学物質の環境管理登録等に関する措置」（生態環境部令第 12 号）及び「新規化学物質等の環境管理登録に関するガイドライン」の発令等に関する告示及び関係書類等による 2020 年生態環境部告示第 51 号に基づき、36 の新規登録化学物質を「中国既存化学物質目録」に収載しました（下記リンク参照）。

中国生態環境部　News（中国語）
https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202212/t20221206_1006997.html
中国生態環境部　「中国既存化学物質目録」補足要件に該当する 6 物質（中国語）
https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202212/W020221206603696236423.pdf
中国生態環境部　News（中国語）
https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202212/t20221206_1006996.html
中国生態環境部　「中国既存化学物質目録」新規登録化学物質 36 物質（中国語）
https://www.mee.gov.cn/xxgk2018/xxgk/xxgk01/202212/W020221206603014919008.pdf
---

（4）ベトナムにおける最新動向

(1) ベトナム商工省化学品局による政令 82/2022/ND-CP 号及び通達 17/2022/TT-BCT 号の普及

2022 年 11 月 10 日、ベトナム商工省化学品局は、新たなベトナム化学品法政令 82/2022/ND-CP（2022 年 10 月 18 日付）及び商工省大臣通達 17/2022/TT-BCT（2022 年 10 月 27 日付）の普及を目的とした公聴会を開催しました。

本会議では、化学品局は、政令第 82/2022/ND-CP 及び通達 17/2022/TT-BCT の修正及び補足の理由、具体的には、政令 113/2017/ND-CP（2017 年 10 月 9 日付）の多くの条項を修正及び補足する政令 82/2022/ND-CP に関する説明が行われました。

政令 113/2017/ND-CP 号は、対応措置を策定する必要がある化学工場等の施設の化学事故対応訓練を規定しておらず、多くの当該施設はその訓練を実施していませんでした。これを改善するため、新たな政令 82/2022/ND-CP では、化学施設は毎年、管理機関の代表者の指示を受け、化学物質事故の防止及び対応措置について作成された化学物質事故対応計画のリハーサルを行わなければならないことを新たに規定しました。さらに、輸入時に特別な管理が必要な化学物質に関する新たな規制を追加しており、それに伴い、商工省大臣通達 17/2022/TT-BCT では、2017 年 12 月 28 日付の商工省通達第 32/2017/TT-BCT 号のいくつかの条項を修正及び補足しています。
ベトナム商工省化学物質庁（VINACHEMIA）　News（ベトナム語）
http://www.cuchoachat.gov.vn/tin-tuc/cuc-hoa-chat-bo-cong-thuong-pho-bien-nghi-dinh-so-82-2022-nd-cp-va-thong-tu-so-17-2022-tt-bct.html
****

[12] *その他*

◇*インフルエンザ、感染症関係*

・サル痘の患者の発生について

＜厚生労働省　2023 年 2 月 14 日＞　https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/l?p=s1fI3TJtCTv_0YQhY

・マールブルグ病で９人死亡　赤道ギニアで初確認

＜時事ドットコム　2023 年 2 月 14 日＞　https://www.jiji.com/jc/article?k=2023021400243&g=int

アフリカ中部の赤道ギニア政府は１３日、北東部キエンテム県でエボラ出血熱に似たマールブルグ病にかかった９人が死亡したと発表した。同県を封鎖対象に指定したという。赤道ギニアでの感染確認は初めて。

同国保健相は記者会見で、９人は先月７日～今月７日に死亡したと説明。今月１０日に死亡した感染が疑われる患者１人についても、検査が行われると述べた。

****

[付録]

◇いま「日本の国公立大学」で起こっている、パワハラ・大量解雇の「異常な実態」

まともな研究が不可能に

＜現代ビジネス　2023 年 2 月 14 日＞　https://gendai.media/articles/-/105877

全国の大学では国による統制やトップによる独裁化が進み、弊害としてハラスメントの横行、非常勤教職員の大量解雇などの問題が起きている。背景にある大学政策と、大学崩壊の現状をレポートする。

大学・学生の自由が奪われている現状を紹介した前編『日本の最高学府の「大崩壊」が始まった…京大ほか国公立大で起きている「ヤバすぎる事態」』に引き続き、まずは文科省 OB の結城章夫氏が学長を務めている山形大学で、立て続けに起こったトラブルの内情を紹介しよう。

雇用破壊の「最前線」

’16 年に設置したリチウムイオン電池の研究開発拠点「山形大学 xEV 飯豊研究センター」では、センター長による複数の職員に対するパワハラが明らかになった。しかしセンター長への処分は減給約 1 万円と軽かった。

米沢市に’11 年に開所した工学部有機エレクトロニクス研究センターでも、教授によるパワハラが発覚した。国が求めるベンチャー企業の立ち上げに山形大学も参加し、実績を出そうとしていたが、実態はずさんなものだった。同センターの関係者が証言する。

「教授は着任したスタッフにいきなりベンチャーを立ち上げろと指示します。けれども、資金を出すわけではありません。スタッフに個人的に多額の借金をさせた上でベンチャーを立ち上げるように強要するのです」

ある研究員はパワハラ被害に遭いながらベンチャーを設立したにもかかわらず、次年度の雇用を断られたという。

’20 年 6 月には、センター3 階の研究室で火災が起きた。山形県警は翌’21 年 3 月に、火災の数日後に自死していた男性スタッフ A 氏を現住建造物等放火未遂の疑いで容疑者死亡のまま山形地検に書類送検した。本件で大学は公式な説明をしていないが、前出の関係者はパワハラの疑いを指摘する。

「自殺した A さんは多くの仕事を背負わされていた。火災が起きる半年ほど前から苦しんでいる姿を見ていました」

多くのスタッフがパワハラを受けていた実態を、被害者と山形大学職員組合が調査した。一方で、教授らによる国立研究開発法人などから獲得した研究費約 3000 万円の不正使用が明らかになった。不正への加担を拒否したスタッフもパワハラを受けていた。

山形大学は’22 年 3 月にようやく不正使用を認めた。しかし、パワハラに関しては否定している。

調査に当たった教職員は「山形大学の執行部にはコンプライアンスの意識が欠如している」と憤る。これが天下り学長をいち早く受け入れ、予算の獲得に奔走した大学の実態なのだ。

多発する雇用止め

大学では、雇用破壊も深刻だ。前出の国立大学関係者が打ち明ける。

「’04 年以降、運営費交付金が削減された国立大学だけでなく、私立大学も専任教員を減らしており、任期制の教員や非常勤講師の割合が高くなっています。今、その非常勤講師が切り捨てられる事態が進んでいるのです」

’13 年に労働契約法が改正され、有期雇用労働者が 5 年以上勤務した場合に無期雇用転換権を得られるようになった。

ただしすべての有期雇用者が 5 年で無期雇用転換権を得られるわけではない。特定のプロジェクトなどで雇用されている教員や研究者の場合は、無期雇用に転換できるのは 10 年後とする任期法や科学技術イノベーション活性化法など特例も存在している。

とはいえ、大学の非常勤教職員はこれらの法律で守られるようになるはずだった。だが、実態は真逆だ。転換権を得る 5 年や 10 年を迎える前に彼らは次々と雇い止めされているのだ。

’18 年に非常勤職員が大量に雇い止めされたのが東北大学だ。試験を受けて合格すれば限定正職員になれるとしたが、1140 人の非常勤職員のうち、3 割近くは試験を受けられないか不合格となり大学を去った。1 人が大学を提訴しているが、一審、二審で敗訴している。その後、限定正職員の解雇も始まっている。

さらに、今年 3 月末には特例の 10 年を迎える教職員 160 人以上が、雇い止めされる見通しだ。

また、大阪大学は非常勤講師の5年での無期転換を認めず、独自のルールで雇用期間は10年を上限としている。東海大学は、非常勤講師は 5 年ではなく 10 年を超えなければ無期雇用が認められないと主張。この主張自体法令違反の可能性が高い上、両大学とも 3 月末に 10 年直前の多くの講師を雇い止めする方針で、どちらも講師が訴訟を起こしている。

大学の混乱は、教育を受ける学生にも悪影響を及ぼしているのだ。雇用崩壊やトラブルで教育と研究がままならない大学や、教員不足で学生が希望する授業を受けられなか

まともな研究が不可能に

現在、政府による大学支配の総仕上げと疑われる事態が進行している。それが冒頭の国立大学関係者が明かした「国際卓越研究大学」の認定だ。

これは国が「稼げる大学」を支援するシステムで、政府が創設した 10 兆円ファンドの運用益を、認定した 5～7 大学に分配する制度だ。運用益は年間 3000 億円を見込み、昨年 12 月から募集が始まっている。ただし、大学運営のモニタリングは内閣総理大臣と財務大臣のほか、閣僚と財界関係者らで構成される内閣府総合科学技術・イノベーション会議が行う。

大学の最高意思決定機関も新たに設置され、大学法人のトップは文部科学大臣が任命する。大学が政財界に完全にグリップされることになるのだ。

「トップクラスの大学が軍事研究や経済安全保障に関係した研究などに誘導される危険性が高まっています。軍事や経済安全保障に少しでも関わる研究は、国際的な学術誌などに研究成果を公開することが制限される恐れもある。民主的な研究は行われなくなり、このままだと大学は崩壊してしまいます」（京都大学大学院の駒込武教授）

ここで触れたトラブルはあくまで氷山の一角だ。国策の失敗を認めることもなく、さらに大学という最高学府を機能不全に導く施策が推し進められようとしている。まさに国家の存亡にかかわる危機なのだ。

この愚行を、今すぐ止めなければならない。

＜「週刊現代」2023 年 2 月 11・18 日合併号より＞

◇大学が学生 45 人を訴えた…！名門・京都大学でいま起きている「深刻な異変」

＜現代ビジネス　2023 年 2 月 14 日＞　https://gendai.media/articles/-/105712

全国の大学関係者から「大学が壊れてしまった」と嘆く声が聞こえてくる。大学の根幹である教育と研究、大学の自治、コンプライアンスなどが危機に瀕しているのだ。いま、大学で何が起こっているのか――。『ルポ 大学崩壊』（ちくま新書）より、京都大学で起きている異変についてお伝えする。

大学が学生 45 人を訴える

京都大学は、難関大学として東京大学と並ぶ存在だ。一般的には、より自由な学風を持っているのが京都大学と思われているのではないだろうか。確かに、基本理念にも「創立以来築いてきた自由の学風を継承し、発展」させることを掲げている。

しかし、2010 年代後半からの京都大学は、この学風が「変質した」との声が内部から聞こえてくる。なぜなら、大学が学生から自由を奪い、強権的に管理する事態が、他の大学にも増して頻繁に起きているからだ。

その一つが、大学の吉田南キャンパス内に建つ学生寮、吉田寮の問題だ。

2022 年 2 月、大学入試の前期試験が行われる直前に、京都大学のホームページには次のような文面が掲載された。

現在、「吉田寮自治会」名義で、2022 年春期入寮募集の実施が案内されていますが、この「吉田寮自治会」を自称する団体に対し、本学が入寮募集を委託した事実はありません。

(中略)本学学生その他の者が上記募集に応じて吉田寮に入寮することは本学施設を不法に占有するものであって到底容認できないことを、改めてここに周知徹底するものです。

「入寮の妨害」も起きた

吉田寮には約 120 人の学生が暮らす。毎年新たな学生も入寮している。にもかかわらず、「不法に占有」と断じているのだ。同様の文面はこれまでも何度か掲載されていた。吉田寮自治会はこれを「複数の誤解を招く表現・誤謬を含む」文書だとして、大学に撤回を求めるとともに強く抗議している。

それだけではない。吉田寮で暮らす学生は「大学側が吉田寮への学生の入寮を妨害している」と証言する。実際にある寮生は、学内で寮の案内をしようとした際、大学職員から妨害を受けたと話す。

「入寮の案内をしているときに複数の職員が駆け寄ってきて、注意されました。案内の活動が妨害され始めたのは 2019 年頃からと聞いています。大学生協から新入生に配られるパンフレットには、吉田寮には入寮しないように呼びかけるチラシも入っていました。大学がやっていることは、吉田寮に対するいやがらせではないでしょうか」

なぜ大学は吉田寮への入寮や、寮生による案内を妨害するのか。実は、京都大学は吉田寮からの立ち退きを求めて、学生らを提訴している。被告の総数は寮生や元寮生など 45 人にのぼる。京都大学の長い歴史で、大学側がこれだけ多くの学生を提訴した例はない。

大学側の提訴に対して、寮生らは弁護団を立てて裁判に対応しながら、大学に裁判の取り下げと話し合いの再開を要求し続けている。極めて異常な事態と言っていいだろう。

突然打ち切られた老朽化対策交渉

吉田寮は現役の学生寮としては日本最古だ。120 部屋がある現棟と呼ばれる建物は、100 年以上前の 1913 年に建築された。同じく木造の食堂と、2015 年に木造と鉄筋コンクリート造の混構造で建設された 60 部屋の新棟の 3 棟がある。

寮生にとってありがたいのは、寮費の安さだ。1 ヵ月あたりの寄宿料は 400 円だけ。それに水道光熱費約 1600 円と、自治会費 500 円を合わせても、月額の寮費は約 2500 円しかかからない。近隣の熊野寮とともに、経済的な事情を抱えたすべての学生にとって欠かせない存在だ。もともと入寮資格を日本人の男子学生に限っていたが、現在は性別要件は撤廃され、さらに留学生、科目等履修生、聴講生などにも門戸を開いている。

また、寮生による自治で運営されていることも大きな特徴だ。寮の備品の購入や、取材の対応をどうするかなど、寮に関するすべてのことは寮生が参加する会議で丁寧に議論する。多数決ではなく全会一致で決める、直接民主主義による運営が受け継がれてきた。

裁判では、大学側は吉田寮に対して現棟と食堂棟の明け渡しを求めている。大きな争点の一つが、建物の老朽化の程度だ。提訴後に大学は、当時の厚生補導担当副学長だった川添信介氏の名前で「吉田寮現棟の明渡請求訴訟について」と題した文書を公表した。

その中で、入寮募集の停止に応じなかった吉田寮の自治会を「責任ある自治を担い得る団体であるとは見なし得ない」と批判し、「問題をこれ以上先送りしないで学生の安全確保を実現することは、もはや本学だけでは不可能であると判断し、やむなく明渡請求の提訴に至ったものである」と記している。

これは大学側の言い分である。

次の記事『突然立ち入り禁止を宣告されて…日本屈指の名門・京都大学で起きる「寮生対大学」訴訟バトルの内幕』では、学生対大学の法廷闘争の内情を明らかにする。

********** 以上 **********